

## 平成23年度高齢者権利擁護事業等推進事業事例検討会の進め方

### 1. ねらい

県から「高齢者権利擁護事業等推進事業」の委託を受けた主な内容として、権利擁護相談窓口（定期相談）の設置、事例検討会の開催、権利擁護の啓発普及があります。ここでは、県内3カ所で開催される事例検討会の進め方等について定め、本県における高齢者の権利擁護のための取組みを推進することを目的とするものであります。

### 2. 内 容

市町村や地域包括支援センター等からの権利侵害、虐待、消費者被害等の困難事例等の事例検討会を開催し、弁護士又は司法書士、社会福祉士等の支援を通じ、対応のあり方を学ぶとともに、相互の連携のもとに、地域の相談活動を支援します。

### 3. 開催期日

県北、県央、県南の3カ所で次の期日で開催します。  
(開催地の地域包括支援センターに連携を依頼する予定です。)

県北	平成23年12月22日(木)	午後1時	北部シルバーエリア(大館市)
県央	平成24年1月13日(金)	午後1時	中央シルバーエリア(秋田市)
県南	平成23年12月20日(火)	午後1時	大仙市大曲交流センター(大仙市)

### 4. 出席者

市町村担当職員・市町村地域包括支援センター職員

### 5. 事例検討会の進め方

- ① 弁護士(県北地区、県南地区)、司法書士(県央地区)から、「高齢者虐待防止法と市町村の対応について」講義をいただきます。
- ② 各グループ毎に、出席者から提出された事例の報告、検討を行います。  
コーディネーター(進行役)は社会福祉士が行い、弁護士又は司法書士からは、適宜助言をいただきます。
- ③ 提出された事例以外にも、出席者が抱えている事例について、法律的な視点や、福祉関係者側からみた捉え方等、幅広い視点から対応策を検討します。
- ④ 最後のまとめでは、各グループ内で検討された事例、高齢者虐待防止の共通の課題、問題点等について発表いただき、受講者全体で今後の対応の在り方等について協議し、弁護士又は司法書士、社会福祉士から助言をいただきます。

### 6. ご相談・お問い合わせ先

〒010-1412

秋田市御所野下堤5丁目1番1号(中央シルバーエリア内)

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団(LL財団)

秋田県高齢者総合相談センター 星、片岡、伊藤

相談専用電話 018-829-4165

FAX 018-829-2770

Eメールアドレス ll@akita-longlife.com

## 平成21年度秋田県高齢者権利擁護等推進事業実施要領

### 1. 事業の目的

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)の施行後、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止など的高齢者の権利擁護のための取組みを推進することは一層重要となってきたため、本県の実情に応じた専門的な相談体制等の整備を図るとともに、市町村等の職員を対象とした研修等を通じて、本県における高齢者の権利擁護のための取組みを推進することを目的としております。

### 2. 実施主体 秋田県

### 3. 運営主体

秋田県から委託を受けて(財)秋田県長寿社会振興財団が事業を運営します。

### 4. 高齢者権利擁護等相談窓口の利用について

当相談窓口は、市町村高齢福祉主管課、市町村地域包括支援センター及びそのブランチ、居宅介護支援事業所をはじめとした各介護サービス事業所等からの相談を受けるほか、高齢者本人やその家族からの相談もお受けします。

本事業は、県高齢者総合相談センターと連携して行います。

### 5. 事業の内容

#### (1) 権利擁護相談窓口(定期相談)の設置

##### ① 定期相談の開設

県内の権利擁護に関わる関係団体等との密接な連携の下、弁護士、社会福祉士等の専門職による相談員を配置した権利擁護相談窓口を設置します。

高齢者等の権利擁護に関する相談を地域包括支援センターや、各介護サービス事業所、高齢者本人やその家族等から受け、権利擁護相談窓口及び弁護士、社会福祉士等の専門相談員が対応するとともに、次のような業務を行います。

ア 成年後見制度の手続きなど、高齢者の権利擁護に関する高齢者本人やその家族に対する専門的な相談

イ 虐待防止ネットワークの構築、虐待対応等困難事例への対応における支援など、高齢者虐待防止・権利擁護対応に関わる市町村及び地域包括支援センターへの助言及び支援

ウ その他、高齢者の権利擁護に関する必要な業務

定期相談の開設は、奇数月(年6回)第3木曜日(午後1時～4時まで)です。

平成21年度の定期相談は、

平成21年 5月21日(木)、7月16日(木)、9月17日(木)  
11月19日(木)、  
平成22年 1月21日(木)、3月18日(木) に開設します。

なお緊急時の場合は、随時対応します。

## ② 相談受理の方法等

ア 相談方法は、面接、電話等とします。事前に予約が必要です。

イ 相談を希望する場合は、相談日の3日前までに

① 虐待相談の場合は、様式1の『秋田県高齢者権利擁護等推進事業 高齢者虐待対応アセスメントシート』を、

② 他的高齢者権利擁護相談の場合は、様式2の『秋田県高齢者権利擁護等推進事業相談 受付票』にご記入の上、FAXかEメール又は郵送でお送りください。

提出いただく相談票の様式1、様式2は、本財団ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご記入いただくことも可能です。

(FAX番号は間違えないようにお願いします。)

ウ 高齢者本人やその家族からの相談の場合は、相談内容の概略を事前にご連絡いただきます。相談票は、必要としません。

エ 緊急時は随時対応します。(高齢者総合相談センター相談員が相談を受け、担当専門相談員に連絡をとり、折り返し電話等で連絡をとります。)

なお、高齢者総合相談センターの相談日・相談時間は、月曜日から土曜日まで開設し、午前9時から午後5時まで相談を受付けます。日曜日・祝祭日、年末年始はお休みです。

オ 相談は無料です。

## (2) 事例検討会の開催

市町村や地域包括支援センター等からの権利侵害、虐待、消費者被害等の困難事例への対応等の事例検討会を開催し、弁護士、社会福祉士等の支援を通じ、対応のあり方を学ぶとともに、相互の連携のもとに、地域の相談活動を支援します。

9月～11月頃に、県北、県央、県南の3カ所で開催を予定しております。

(開催地の地域包括支援センターに連携を依頼する予定です。)

詳細は、追ってお知らせします。

## (3) 権利擁護に関する普及啓発

県内の権利擁護の取組みを推進するため、高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及・取組みの推進を目的としたシンポジウムや市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした事例報告(検討)会等を開催します。

県央1箇所で開催

## (4) 協力機関・構成員

本事業の業務を行う際の協力機関・構成員は、次のとおりです。

- ・秋田弁護士会 高齢者障がい者問題対策委員会
- ・社団法人秋田県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ秋田

上記のほか、本事業の充実を図るため、高齢者等の権利擁護に関わる専門職、団体、相談機関、介護保険事業所等と連携し、協力を得て行います。

## 6. ご相談・お問い合わせ先

〒010-1412

秋田市御所野下堤5丁目1番1号(中央シルバーエリア内)

財団法人秋田県長寿社会振興財団(LL財団)

秋田県高齢者総合相談センター 星、中嶋、伊藤

相談専用電話 018-829-4165

FAX 018-829-2770

Eメールアドレス ll@akita-longlife.com